府　令

○内閣府令第八号

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（平成二十八年法律第七十七号）の規定に基づき、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年二月二十二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この府令において使用する用語は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～六　略］ 七　コンステレーション衛星リモートセンシング装置　次条に掲げるセンサーの区分が同一であり、かつ、構造及び性能が類似のもので、一体的に運用する複数の衛星リモートセンシング装置をいう。 （許可の申請） **第四条**　法第四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一（当該許可の申請に係る衛星リモートセンシング装置がコンステレーション衛星リモートセンシング装置の一部である場合には、様式第一の二）による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　申請者に係る次に掲げる書類 イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類 ［(1)・(2)　略］ (3)　使用人（第五条に規定する使用人をいう。以下この条及び第九条第三項第一号において同じ。）及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類 ［a・b　略］ ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類 ［(1)・(2)　略］ (3)　法第五条第五号の役員（第九条第三項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類 ［a・b　略］ ［二～六　略］	（定義） **第一条**　この府令において使用する用語は、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～六　同上］ ［号を加える。］ （許可の申請） **第四条**　法第四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　申請者に係る次に掲げる書類 イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類 ［(1)・(2)　同上］ (3)　使用人（次条に規定する使用人をいう。以下この条及び第九条第二項第一号において同じ。）及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類 ［a・b　同上］ ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類 ［(1)・(2)　同上］ (3)　法第五条第五号の役員（第九条第二項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類 ［a・b　同上］ ［二～六　同上］